

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	雄武町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.oumu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00003964.html">http://www.town.oumu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00003964.html</a>

執行機関名 雄武町長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	雄武町寡婦住宅条例(平成元年条例第30号)による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第1の項 雄武町寡婦住宅条例(平成元年条例第30号)による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(平成二七年五月七日法律第二〇号)第一条	雄武町寡婦住宅条例(平成元年12月21日条例第30号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第一条 住宅に困窮する寡婦(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))と死別し、又は離婚した女子であって現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしていないもの及び規則で定めるこれに準ずる者をいう。以下同じ。)の福祉の増進を図るため必要な地に寡婦住宅を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		雄武町寡婦住宅条例(平成元年12月21日条例第30号) 雄武町寡婦住宅条例施行規則(平成元年12月26日規則第9号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	雄武町寡婦住宅条例第7条
②事務の内容	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六条第一項又は第二十八条第二項の <u>家賃の決定に関する事務</u>	雄武町寡婦住宅条例による寡婦住宅の <u>家賃の決定に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ニ	雄武町寡婦住宅条例第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	雄武町寡婦住宅条例第7条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	雄武町寡婦住宅条例第8条
②事務の内容	公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	雄武町寡婦住宅条例による寡婦住宅の家賃又は敷金の減免の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ニ	雄武町寡婦住宅条例第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ハ	雄武町寡婦住宅条例第7条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	雄武町寡婦住宅条例第8条
②事務の内容	公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	雄武町寡婦住宅条例による寡婦住宅の家賃又は敷金の徴収猶予に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ニ	雄武町寡婦住宅条例第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ハ	雄武町寡婦住宅条例第7条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	雄武町寡婦住宅条例第4条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	雄武町寡婦住宅条例による寡婦住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ニ	雄武町寡婦住宅条例第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	雄武町寡婦住宅条例第7条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報